

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第50号

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 株式会社ヤサカバス

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)